経営学部　単位認定基準

（ビジネス・ブレークスルー大学経営学部学則　2014（平成 26）年 4 月 1 日施行　より抜粋）

（単位計算の基準）

第１３条　本大学経営学部の各授業科目の単位数を定めるに当たっては，１単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業科目による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。

（１）講義及び演習は，15 時間の講義をもって１単位とする。

（２）卒業論文については，学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，単位数を定めることがある。

（単位の授与）

第１４条　本大学経営学部の授業科目を履修し，その試験に合格した者には，所定の単位を与える。

（入学前の既修得単位の認定）

第１５条

教育上有益と認めるときは，別に定める規則により，学生が本大学入学前に大学又は短期大学等で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を，　本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし，単位を与えることができる。

２　入学前の既修得単位に関する事項は、ビジネス・ブレークスルー大学経営学部入学前の既修得単位認定に関する規則に定める。

（大学以外の教育施設等における学修）

第１６条

教育上有益と認めるときは，文部科学省認定の技能資格又はそれに準じる技能資格の審査の合格および成果（以下「検定試験等」）を，　本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし，単位を与えることができる。

２　大学以外の教育施設等における学修に関する事項は、ビジネス・ブレークスルー大学経営学部検定試験等合格者の単位認定に関する規則に定める。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第１７条

教育上有益と認めるときは，学生が在学中に，外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を，本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし，単位を与えることができる。

２　前項による単位認定は、ビジネス・ブレークスルー大学経営学部入学前の既修得単位認定に関する規則を準用する。